

令和3年 第2回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年2月25日 午後2時00分から3時03分
2. 開催場所 坂戸市勤労女性センター
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 11名

| 内 | | | | 訳 | | | |
|----|-------|----|----|----|-------|----|----|
| 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 1 | 高橋 光行 | 出 | | 7 | 黒川 英巳 | 出 | |
| 2 | 林 真由美 | 出 | | 8 | 根本 武男 | 出 | |
| 3 | 市川 武夫 | 出 | | 9 | 小島 保 | 出 | |
| 4 | 石川 猛 | 出 | | 10 | 松永 貴夫 | 出 | |
| 5 | 中里 和子 | 出 | | 11 | 斉藤 貴作 | 出 | |
| 6 | 武藤 恭久 | 出 | | | | | |

6. 最適化推進委員出席者 1名

| 内 | | | | 訳 | | | |
|----|--------|----|----|----|-------|----|----|
| 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 12 | 宇津木 一昭 | 欠 | | 16 | 齊藤 直志 | 欠 | |
| 13 | 鹿ノ戸 健次 | 出 | | 17 | 山崎 好典 | 欠 | |
| 14 | 栗原 昇 | 欠 | | 18 | 亀田 康好 | 欠 | |
| 15 | 清水 定人 | 欠 | | 19 | 森田 和夫 | 欠 | |

※コロナウィルス感染予防のため最適化推進委員については出席抑制を行った。

7. 議事参与者

| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
|---|----|---|----|
| | | | |

8. 事務局

| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 田隴 佳秀 | 係長 | 林 信久 |
| 課長補佐 | 川島 豪 | 主任 | 藤野 泰弘 |

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第2回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 根本 武男 委員 小島 保

11. 議決事項及び議事の要領

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請の1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の譲受人は、赤尾地内で約5haの水稲の作付けを行っており、その内、借入地は約4.7haで不耕作地及び貸付地はありません。一方、譲渡人の所有地は石井地内の畑が主で、田は島田地内の申請地だけです。また、譲渡人は94歳と高齢であるとともに家族も水田経営を行っていないため、申請地を譲渡するに至ったものです。申請地は島田地内ですが、赤尾地内の経営農地から400mほどの距離にあり耕作に支障はありません。現地調査の結果、稲作後の状況であり耕作に支障がない状況でした。

以上のことから、申請地の権利移転は、農地法第3条第2項の不許可要件に該当しないため、農地法第3条の許可の基準を満たしていると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番案件 勝呂地区 黒川委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件は、譲受人が譲渡人の息子さんより処分を依頼されたことにより申請に至ったものです。譲受人は、妻と2人で農業経営を行っておりますが、最近、娘婿が経営に参加したため、経営規模の拡大を図っているものであります。また、譲渡人は、人・農地プランの中心経営体であり、農地の集積に関しては問題ないものと考えております。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案5号は許可と決定します。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請の1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の申請人は、長年現住所に住んでいますが、今回、自宅の庭畑に孫の住宅を建築するに際し、農地転用の相談したところ農転違反が発覚しました。違反の内容は、通路敷、倉庫、カーポート及び庭木で、このうち、倉庫は、宅地内の収まるようにし、カーポート及び庭木は撤去した結果、申請地の通路敷以外は是正されました。自宅の出入り口については、母屋の建て替え前は、西側の市道を利用していたようですが、建て替えに合わせ、申請地のほうが出入りに便利なことから昭和47年頃より利用していたようで、昭和49年の航空写真でも確認できます。以前利用していた宅地西側部分の出入り口は、現在農地として利用しているため、分筆し農地に地目変更をしました。自宅の北及び西側はブロック塀で囲まれており、東側には住宅が建っているため出入り口を確保することはできません。追認申請について、事前に川越農林振興センターと協議をしたところやむを得ないとの見解をいただいております。現地調査の結果、違反のあった箇所については、是正されている

ことを確認しました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10a 以上の集団的に存在する農地内に位置するため、第 1 種農地に該当すると判断しますが、申請の目的が、第 1 種農地の不許可の例外の農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当すると考えられます。

また、一般基準は、資力については、追認のため必要なく、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、宅内処理となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1 番 赤尾地区 黒川委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 本申請は、前畑に孫の自己用住宅を建築しようとした際、自宅出入口について農地法違反が発覚したため、追認申請に至ったものです。出入口以外の違反については、撤去等により是正を行い、必要のない出入口については農地に地目変更を行う等の誠意ある対応を行っており、小委員会では転用はやむを得ないとの意見がありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案 6 号は許可相当と決定します。

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 から 6 番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の譲受人は、川越市内のアパートで妻と子の 3 人で生活していますが、昨年、子供が生まれ家財道具が増え、手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、職場の友人が坂戸市に住んでおり、子育て等で協力し合えること、圏央道 IC が近く実家の三郷市及び宇都宮市との行き来が容易であること、職場の毛呂山町及びさいたま市への通勤が可能であること及び 3 台分の駐車場が設置できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置するため第 2 種農地と判断されます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番案件の譲受人は、川越市内のアパートで夫と子の 3 人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、それぞれの勤務先が日高市の病院及び川越市の中学校であり通勤が可能であること、妻の実家が川島町、夫の実家が坂戸市にあり行き来が容易であること及び 2 台分の駐車場が設置できること等です。現地調査の結果、申請

地は農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10ha 未満の集团的に存在する農地内に位置するため第 2 種農地と判断されます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件の該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3 番案件の譲受人は、坂戸市内のアパートで妻と 2 人で生活していますが、独身の時から住んでおり、部屋が狭く生活に不便を感じるようになったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、勤務先の日高市の病院への通勤時間が現在より短縮できること、近くに職場の先輩が住んでいるため、家族ぐるみのお付き合いを続けることができること及び 2 台分の駐車場が設置できること等です。現地調査の結果、雑草が除去され申請地は農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10ha 未満の集团的に存在する農地内に位置するため第 2 種農地と判断されます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4 番案件の譲受人は、坂戸市内のアパートで妻と 2 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、それぞれの勤務先が武蔵野市及び毛呂山町であり通勤が可能であること、坂戸市内の実家との行き来が容易であること及び 2 台分の駐車場を設置できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10ha 未満の集团的に存在する農地内に位置するため第 2 種農地と判断されます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5 番案件の譲受人は、川越市内のアパートで妻と子の 3 人で生活していますが、子供の成長に伴い部屋が狭く不便となったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、坂戸市内に同じ職場で家族ぐるみの付き合いをしている方が住んでおりお互い協力し合えること、近くに教育施設及び商業施設があり生活環境が整っていること及び車 3 台、バイク 1 台の駐車場を設置できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は、北側の市道に給水管及び下水管が埋設され接続が可能であり、かつ 500m 以内に小学校と病院があるため第 3 種農地と判断されます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は下水管への放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の譲受人は、川越市内のアパートで妻と2人で生活していますが、家財道具が多くなり手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、職場までの通勤時間が変わらないこと、東松山市の妻の実家との行き来が容易であること、近くに商業施設があるうえに自然が多く子供の情操教育に適した場所であること及び3台分の駐車場を設置できること等です。現地調査の結果、雑草が除去され申請地は農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置しているため第1種農地と判断されますが、申請目的が第1種農地の不許可の例外の農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1、2番 勝呂地区 小島委員 3番 坂戸地区 鹿ノ戸委員 4番 坂戸地区 松永委員 5番 入西地区 齊藤委員 6番 大家地区 市川委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1、2番案件の申請地は隣接地ですので一括して説明させていただきます。申請地は、6区画分譲のうちの最後の2区画で、県道に面する土地で周辺には、住宅や事業所があり生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 3番案件は、申請地西側の宅地地の一部 35.88 m²と農地の 264 m²を譲受け一体として開発するものです。申請地は、譲渡人が家庭菜園として利用しておりましたが、高齢のため耕作が難しくなったため譲渡するに至ったものです。申請地の周辺には住宅が建ち並び北側は水路となっているうえに、生活排水は合併浄化槽で処理後、水路放流となっているため周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 4番案件の譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、会社員であったため農業経験がないため農地については順次処分している状況です。申請地は、市街化区域に隣接し周辺は住宅地で囲まれており、転用により周辺農地の営農に支障を生じるおそれはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 5番案件の譲渡人は高齢のため自宅の前畑を少々耕作するのがいっぱい、それ以外の農地については、順次手放している状況です。申請地の北側の土地は、昨年、農地転用の許可を得て自己用住宅を建築しました。申請地は周辺に小学校、病院及び保育施設が設置された第3種農地であるとともに、ニューシティーとも隣接した農地であるため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 6番案件の譲渡人は、日高市に住んでおり農地管理怠っていたため、申請地は長年、竹藪状態で遊休農地扱いになっておりました。本申請は、1種農地の例外となる34条12号規定を(6親等内の親族が近隣市町に20年以上居住する場合)適用するもので、生活排水は合併浄化槽で処理し水路に放流することとなっており、周辺の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等はございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いま

すが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案7号は許可相当と決定します。

議案第8号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第8号 農用地利用集積計画（案）について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

2月分の農用地利用権設定申出は、一般分が新規25件、82筆、面積65,573㎡、解約が一般分5件、15筆、11,291㎡、公社分3件、12筆、11,385㎡のため、令和3年3月1日設定後の利用集積面積は、2,884,839.52㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり決定します。

報告第2号 専決処分の報告について

議長 報告第2号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出4件、第5条の農地転用届出9件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

次第4 その他

議長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議長 その他について、委員さんから何かありますか。

（質問・意見なし）

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事が総て終了したため、令和3年第2回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和3年2月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員